

真木地区簡易水道施設整備工事（第1工区）

「一般競争入札」公告

大月市が発注する真木地区簡易水道施設整備工事（第1工区）は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年7月13日

大月市長 小林 信 保

1 入札に付する工事概要等

(1) 工 事 名 真木地区簡易水道施設整備工事（第1工区）

（以下「対象工事」という。）

(2) 工事場所 大月市大月町真木地内

(3) 工事概要 対象工事は、桑西水源施設の機械・電気設備工、配水管接続工である。

・桑西水源設備工事

桑西水源 機械・電気設備 一式

・桑西浄水場設備工事

桑西浄水場 機械・電気設備 一式

・桑西地区配水管接続他工事

桑西地区 配水管接続他工事 一式

(4) 工 期 契約締結日の翌日～令和6年1月31日

(5) 予定価格 121,660,000円（※税抜き価格）

2 入札に参加する者に必要な資格

大月市における建設工事（土木一式）の指名競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、大月市長より、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 大月市内に本店を有し、令和5年7月1日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の土木一式の総合評点が800点以上である者。

(2) 契約締結日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 公告日以前6月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。あるいは「大月市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (6) 公告日において不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 元請けとして請負い、これまでに完成、引渡し済みの工事の中から対象工事と同種の工事を施工した実績を有する者であること。（但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が50%以上の場合のものに限る）
- (8) 公告日において、一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、これまでに監理技術者又は主任技術者として同種工事への施工従事経験がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

### 3 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日までに提出のあった申請書、資料及び一般競争入札事務処理要領3の規定をもって行うものとする。

### 4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 期 間 令和5年7月13日～令和5年7月18日の開庁日  
※但し、正午～午後1時を除く。
- (2) 場 所 大月市大月二丁目6番20号  
大月市 総務部 総務管理課 管財担当  
電話 0554(23)8001
- (3) 方 法 大月市ホームページ及び市役所窓口  
※大月市ホームページは、入札公告時に掲載する。

### 5 入札参加を希望する者に配付する資料等

- (1) 一般競争入札公告（写）
- (2) 入札説明書
- (3) 入札参加資格確認申請書 (様式第1号-2)
- (4) 入札参加資格確認資料作成要領
- (5) 入札参加資格確認資料  
同種工事の施工実績 (様式第2号-2)  
配置予定技術者の資格・施工従事経験 (様式第3号-2)
- (6) 設計図書又は設計概要書  
(入札参加資格の「有」の者に対し、入札参加資格決定後に配布)

### 6 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和5年7月19日～令和5年7月24日の開庁日  
※但し、正午～午後1時を除く。
- (2) 場 所 大月市大月二丁目6番20号  
大月市 総務部 総務管理課 管財担当

## 7 入札執行及び開札

- (1) 入札執行日、開札日 令和5年8月25日 午後1時30分
- (2) 低入札調査基準価格 有
- (3) 入札保証金は見積金額の100分の5以上とする。但し、この工事の入札に係る入札保証金の納付については、大月市財務規則の規定に関わらず、現金、小切手及び有価証券による納付はできないものとし、次の各号により納付を免除する。
  - ア 保険会社との入札保証保険契約の締結
  - イ 金融機関との契約保証の予約
  - ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との契約保証の予約
- (4) 次の入札は無効とする。
  - ア 本公告に示した入札参加資格のない企業体の行った入札
  - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした企業体の行った入札
  - ウ 大月市競争契約入札心得に違反した入札
  - エ 入札参加資格の確認を受けた企業体であっても、確認後、会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされた構成員が含まれる企業体者、あるいは大月市から指名停止措置を受けて入札時において指名停止期間中である構成員が含まれる企業体が行った入札

## 8 工事請負契約

- (1) 契約保証金（契約額の10/100以上）を納付のこと。但し、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 前払金 有  
※中間前金払又は部分払を選択請求可

## 9 その他

- (1) 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) その他公告内容について不明な点は、次に照会すること。

大月市 総務部 総務管理課 管財担当

〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号

電話 0554(23)8001